

答 申 情 第 9 8 号

平成30年12月18日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成30年1月5日付け児福第276号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

児童相談所職員の知的障害児の判定に関する内部研修で配付された文書の不存在による非公開決定事案 (諮問情第154号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年11月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「児童相談所職員の内部研修で配布された文書（H29年度）」（以下「本件請求」という。）及び「知的障害児の日常生活能力の判定項目、手続がわかる文書」の公開を請求した。
- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書については保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年11月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

知的障害児の判定を行う研修については、判定基準が、一般で標準化されて方法を記載した書籍等も販売されている検査方法を採用しているため、研修資料についても、方法を記載した書籍等を活用するとともに、判定を実際に先輩職員とともに行うことで、経験を積むことが中心となっており、本市独自に資料を作成及び配布をしていないため。

- (3) 審査請求人は、平成29年12月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

不存在による非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）について
京都市においては児童福祉センターの下に発達相談所と児童相談所が位置付けられており、業務の区分に応じて発達相談所と児童相談所とで業務を分担している。児童相談

所では、児童虐待をはじめ、支援が必要な子どもに対して専門的に支援をする旨が児童福祉法に規定されていることから、心理的・社会的、色々な側面からの支援を行っている。発達相談所では、発達に遅れのある子どもへの支援を行っており、子どもの知的障害や発達障害の判定を行い、判定結果に基づいた支援を行っている。

(2) 本件請求に係る文書について

ア 審査請求人は、本件請求における公文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）において、本件請求である「児童相談所職員の内部研修で配布された文書(H29年度)」とともに、「知的障害児の日常生活の判定項目・手続がわかる文書」を求めている。このことからすれば、審査請求人は、本件請求における前提として、知的障害児に関連する公文書を求めているものと解される。

イ 京都市においては、業務の区分に応じて、発達相談所と児童相談所とで業務を分担しており、知的障害児に関する業務は、発達相談所が所管している。

ウ これらのことからすれば、審査請求人が求めている文書は、「平成29年度に発達相談所で実施した知的障害児の発達検査に係る内部研修において配付した文書」とであると認められる。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

本市では、発達検査を実施する際には、民間事業者で開発した新版K式やWISCの手法に基づき実施しており、いずれの手法も、当該手法を開発・標準化した事業者（新版K式：京都国際社会福祉センター、WISC：日本文化科学社）から、手法を記載した書籍や検査用紙を購入して実施しているため、研修の際にも当該資料を活用するとともに、先輩職員とともに実際に検査を実施してみるOJTを活用しており、本市独自に作成していないため。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を管理している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求が「児童相談所職員の内部研修で配布された文書（H29年度）」であるところ、本件請求書には、本件請求の上部に「知的障害児の日常生活能力の判定項目、手続がわかる文書」と記載されており、「内部研修」を知的障害児の発達検査に係る研修と解した諮問庁の判断は、特段不合理であるとは認められない。

イ 児童福祉法第12条に基づき都道府県及び政令指定都市に設置が義務付けられている児童相談所は、児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、個々の児童や家庭に援助を行う機関である。

京都市では、平成17年度の機構改革により、児童福祉センター内において発達相談所を設置し、児童相談所の業務のうち、子どもの障害等に関する相談援助業務を実施している。

ウ よって、審査請求人が求めている文書は、平成29年度に発達相談所で実施した知的障害児の発達検査に係る内部研修において配付した文書であると認められる。

(2) 本件処分について

ア 研修は、一般的に、受講者が業務に必要な知識や技能等を習得することを目的に実施されるものであって、講師等により伝えられるべき内容を示した資料などが研修会において配付されることが容易に想定される。この点について、諮問庁に説明を求めたところ、発達検査に係る内部研修は、専門職である心理職員を対象に実施しており、座学形式ではなく実際の業務の中で判定手法等が記載された書籍等を活用しつつ、その対応等を伝えるOJT形式で実施しているため、研修資料として文書を作成していないとのことであった。

イ 当該研修は、受講者を一堂に集めて研修会を開催するといった形式ではなく、発達相談所内で業務を進める中で随時行われるものであることから、研修資料を必ずしも作成しなければならないものとは言えず、また、心理職員は一定の資格や経験を有した者が採用の要件であることからしても、諮問庁の上記アの説明に特に不自然な点は見当たらない。

ウ また、当審査会は、諮問庁の口頭理由説明の中で、京都市療育手帳判定要綱（以下「要綱」という。）の存在を把握したため、これが内部研修の資料として配付されるものではないか諮問庁に確認したところ、おおむね次のとおりの回答があった。

療育手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けようとする方（以下「申請者」という。）は区役所で申請を行う。手帳は区役所において交付されるものであり、発達相談

所はその判定を行う機関である。このため手帳に係る内容については、区役所の職員が申請者に説明を行うので、区役所の職員に対して行う研修であれば要綱を配付することもあり得るが、本件請求は「児童相談所職員の内部研修で配布された文書」であることから、文書特定していない。

エ 京都市において療育手帳の申請に関する相談窓口は各区役所（支所）の障害保健福祉課が担っており、諮問庁の上記ウの説明に特に不自然な点は見当たらない。また、要綱自体が京都市のホームページにおいて誰もが閲覧することができることから、特段、諮問庁が意図的に要綱の存在を隠す必要のある文書とも思われない。

オ よって、本件請求に係る文書が存在しないことに関する諮問庁の説明に不合理な点があるとは言えず、またこれを覆すに足りる証拠も認められなかった。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成30年 1月 5日 諮問

2月 2日 諮問庁からの弁明書の提出

9月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（平成30年度第6回会議）

10月30日 審議（平成30年度第7回会議）

12月18日 審議（平成30年度第8回会議）

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）